

児童手当拡充について

令和6年6月5日に成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、令和6年10月分(12月支給分)の児童手当から、制度内容が下表のとおり変更となります。

変更点	令和6年9月分まで	令和6年10月分から
支給対象児童及び受給者	中学校修了(15歳到達後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方	高校生年代(18歳到達後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方
所得制限	有り	無し
手当月額	・3歳未満 一律 15,000円 ・3歳～小学校修了まで 第1・2子 10,000円 / 第3子 15,000円 ・中学生 一律 10,000円 ・特例給付 一律 5,000円	・3歳未満 第1・2子 15,000円 / 第3子 30,000円 ・3歳～高校生年代(18歳年度末まで) 第1・2子 10,000円 / 第3子 30,000円
支給月	年3回(2・4・6月)	年6回(偶数月) 美浜町役場は偶数月の10日が支給日です。 (休日・祝日の際は直前の平日となります。) ※「支払通知書」は廃止になったため、記帳等で入金の確認をお願いします。
多子加算の対象児童	中学校修了から18歳に到達後の最初の3月31日までの児童	18歳年度末を経過した後、22歳年度末までの児童 ※ ¹ 児童の生計費などの経済的負担のある場合に限る

※¹児童の兄姉等(18歳年度末を経過した後、22歳年度末までの間で、親等に経済的負担※²のある子)を含むと3人以上になり、その子について監護に相当する世話をし、生計費を負担している方は「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。※²経済的負担とは、当該児童の学費や家賃、食費相当の負担の少なくとも一部を親等が負っている状況のこと。仕送り等も含まれます。※親が22歳(第1子)の児童の監護・生計要件を満たす場合、第1子が働いていても「第1子」と見なします。

～多子加算例～

★ 21歳(第1子):「支給なし」 / 17歳(第2子):「10,000円」 / 13歳(第3子):「30,000円」

☆ 23歳(-):「支給なし」 / 17歳(第1子):「10,000円」 / 13(第2子):「10,000円」

◎高校生相当:15歳年度末を経過した後、18歳年度末までの児童

◎大学生相当:18歳年度末を経過した後、22歳年度末までの児童

～受給資格者～

支給対象児童を養育する父母等のうち、所得の高い方

※受給資格者が公務員の場合、勤務先にてご確認ください。

※受給資格者が美浜町外に住民登録している場合、住民登録地へ申請してください。

～必要書類について～

提出が必要な対象者には、8月末頃に、青色の封筒にて、必要書類を郵送しています。



申請漏れを防ぐため、令和7年3月31日までの申請猶予期間を設け、この間に申請をした場合は、令和6年10月分からの拡充後の児童手当を遡って支給します。